

○大津市立少年自然の家条例

昭和 62 年 3 月 23 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 自然の中での集団生活と宿泊研修を通じて、明るくたくましい少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定により、大津市立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市立葛川少年自然の家

位置 大津市葛川坊村町 243 番地

(事業)

第 3 条 少年自然の家においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 集団宿泊研修に関する事業
- (2) 野外活動に関する事業
- (3) 少年団体指導者の研修育成に関する事業
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第 4 条 少年自然の家を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 5 条 少年自然の家の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、1 人 1 泊につき、市民にあっては 500 円、市民以外の者にあっては 1,000 円の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用者は、少年自然の家の寝具その他規則で定める備品を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
- 3 市長は、特に事由があると認めるときは、前 2 項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 16 条例 35・平 25 条例 84・一部改正)

(職員)

第 6 条 少年自然の家に所長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第 7 条 少年自然の家の適正な運営について協議するため、大津市立葛川少年自然の家運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

- 2 運営協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 小学校又は中学校の教育職員
 - (2) 社会教育関係団体の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日(昭和 62 年 6 月 27 日—昭和 62 年教育委員会規則第 7 号)から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 23 日条例第 35 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 84 号)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。